

◎新潟県告示第979号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年8月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（2級水準測量）
- 2 作業期間 平成25年8月5日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟港（東港地区、西港地区）、新潟空港、新潟西海岸